

専修大学大学院文学研究科歴史学専攻博士後期課程在学中の
小藺崇明（単位修得者）からの学位（博士・歴史学）請求に関する
論文審査報告書

平成二六年（二〇一四）四月二八日、専修大学大学院文学研究科歴史学専攻博士後期課程在学中（単位修得者）の小藺崇明から学位(博士・歴史学)請求論文が提出された。同年五月一三日、同大学院文学研究科委員会は、小藺崇明からの請求論文を受理することを承認し、審査を専修大学大学院文学研究科の教授・新井勝紘と同・田中正敬、立教大学立教学院史資料センター学術調査員・宮本正明氏に付託することを決定し、主査を新井勝紘とすることを承認した。

付託を受けた審査委員会は、専修大学学位規定第一三条一項に基づき、小藺崇明に対して最終試験を行うこととし、同二三条に基づき口頭試問による審査によって最終判断をすることを決定した。また口頭試問は公開で行うこととした。

審査委員会は、提出された学位請求論文（「関東大震災下における虐殺の記憶と継承」）を精査するとともに、平成二六年五月三十日(金)、一七時三〇分より一九時まで、小藺崇明に対して口頭試問を行い、協議の結果、次のような結論に達したので報告する。

平成二六年五月三〇日

審査委員 主査 新 井 勝 紘

同 副査 田 中 正 敬

同 副査 宮 本 正 明

専修大学大学院文学研究科長

道 家 英 穂 殿

記

結 論

審査委員会は小藺崇名の学位（博士・歴史学）請求を
妥当なものであると判定する。

なお、審査方法と内容については別紙の通りである。

審査報告書

関東大震災から90年を越え、その被害の実態とともに、震災後の僅かな期間に起こった「虐殺」事件を体験、見聞した人々が、ほとんどいなくなってしまった今日、虐殺事件研究は、新史料の発掘確認、体験者等からの聞き取り調査など、ますます困難な状況にある。

本論文は、こうした研究状況を踏まえたうえで、ここ数十年間の虐殺研究史の流れを位置づけ、さらに震災50周年前後からはじまった地域での地道な研究の成果を踏まえながら、新しい研究視角を複数取り入れて分析を試みた論文である。この視角の背景には、従来の研究の枠ではとらえきれない、あるいは落ちこぼれてしまっていたいくつかの歴史事象に気づいたことがある。

また同時に、加害者＝「日本人」、被害者＝「朝鮮人」という枠、また、官憲（上部構造）と民衆（下部構造）という枠を前提にして、虐殺事件の責任の軽重をその枠内で問うてきてしまったことへの疑問から、この研究は出発していることも、最初に指摘しておきたい。 @p @

第一章では、これまでの虐殺史研究の確認と総括を行っている。特に70周年、80周年、90周年と続いた周年での研究集会とその成果を確認し、問題点を指摘した。とくに国家責任と民衆の責任、慰霊碑をめぐる問題、虐殺の責任の重さを上から下に向かうとらえ方への問題点を指摘した。

第二章では、いわゆる日本人の聴覚障害者が、虐殺事件の被害者となった事例に注目して、これまでほとんど取り上げられてこなかった研究に取り組んでいる。自警団の朝鮮人の誰何の場面で、「東京聾啞学校」の卒業生が間違われて殺された事件に、初めて本格的に光をあてた注目すべき成果である。これまで90周年を越えるまで、ほとんど記憶から忘却されてきたが、この研究でようやく表に出てきたといえるだろう。

第三章では、沖縄人が他の二県の人と一緒に虐殺された「検見川事件」に、改めて注目し、遺族にも全く知らされないまま裁判がすすんだことと、公判の杜撰さを指摘した。また、虐殺現場に残る「祟り」としての記憶にも注目した。とくに上原正三制作の「帰ってきたウルトラマン」（1971年放送）の中にある「怪獣使いと少年」にでてくる沖縄人の虐殺場面に注目して、意欲的な分析を試みている。

第四章では、朝鮮人虐殺を描いた呉充功監督の映画「隠されたつめ跡」（1983年）をとりあげ、在日二世の呉監督の歴史と作品の分析を通して、難聴と朝鮮人という二重の差別を経験した呉監督の被害者側に傾倒しない描き方に注目した。被害者・加害者両者ともに引きずっている虐殺の記憶に注目し、これまで語られてこなかった歴史に迫っている。さらに呉監督の生きざまやその軌跡にも触れながら、作品と監督の関係を詳細に分析した。

第五章では、長年、ひとつの運動として取り組まれてきた千葉県の実行委員会の例をあげ、本人もそこに何度も足を運び、運動を担っている人々とも十分なコミュニケーションをとりながら信頼関係を築いてきた実績をもとに、遺骨の発掘や慰霊碑の建立、『言われなく殺された人々』（青木書店）出版の意味などを独自に追求した。また、実行委員会が描いてきた歴史と加害者を出した地域とのあいだに齟齬が生じていることを、交流を通して実感し、その問題点を指摘しながら、地域にとっての虐殺とその記憶の意味を問うている。体験者不在の時代になりつつある現代、記憶をいかに継承していくかを問題にする時、加害と被害が同居する地域の記憶のあり方の分析がいかに大事かを証明し、歴史化されない記憶、表に出にくい記憶などに注目することの意味を明らかにした。

審査委員三名による口頭試問では、主査および副査から下記のような指摘があった。

- 1 先行研究者の把握の仕方と、長年にわたって築かれてきた研究の成果や方法論を批判する場合の、論述、論評の方法論に不十分さがあること。
- 2 特撮テレビ番組「ウルトラマン」や映画「隠されたつめ跡」などの映像分析が、十分にこなれていないことと、少し評論的になりすぎていること。
- 3 虐殺史研究の全体像にももう少し触れるべきであったこと。
- 4 「崇り」という点については、歴史民俗学の方法論をとりいれるべきであること。
- 5 「民衆史掘り起こし運動」が提起した“自らの心を掘ること”という歴史方法論と比較してみる必要があったこと。

こうしたいくつかの問題点の指摘と同時に、新しい資料の確認がほとんど困難な状況のなかで、研究の方法論や問題の立て方が硬直化し、壁に突き当たっているかにみえる虐殺事件研究に少しでも風穴をあけるべく、これまでほとんど触れられてこなかった視角や切り口で、新しい分析を加えながら研究をすすめてきたことに高い評価があった。また、ヘイト・スピーチが公然と行われる現代社会のなかで、虐殺の問題を避けて通らず、その歴史の記憶の継承の方法を考えるうえでこうした研究の価値は高いという判断もあった。体験者不在という事態がこれからますます進行する時代、この研究のあり方を示すものとしても評価できるだろう。

審査委員としては、この研究がこれからのこの分野の研究に大いなる刺激を与え、さらに新たな研究の可能性も含まれていることなどを総合的に評価し、本学の学位論文としての評価に十分に値すると判断した。

審査委員	主査	専修大学文学部・教授	新井勝紘
	副査	専修大学文学部・教授	田中正敬
	副査	立教大学立教学院史資料センター	
		学術調査員	宮本正明